

2022 October

10

No.872

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます 2
- ・ 年金委員・健康保険委員研修会のお知らせ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 大病院にいきなり行くと発生する特別料金が10月より引き上げられます 4
- ・ お薬の新しい受け取り方、はじまりました 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます 8

職場内で回覧しましょう

事業主の
皆様へ

令和4年10月から

育児休業等期間中における 社会保険料の 免除要件が改正されます。

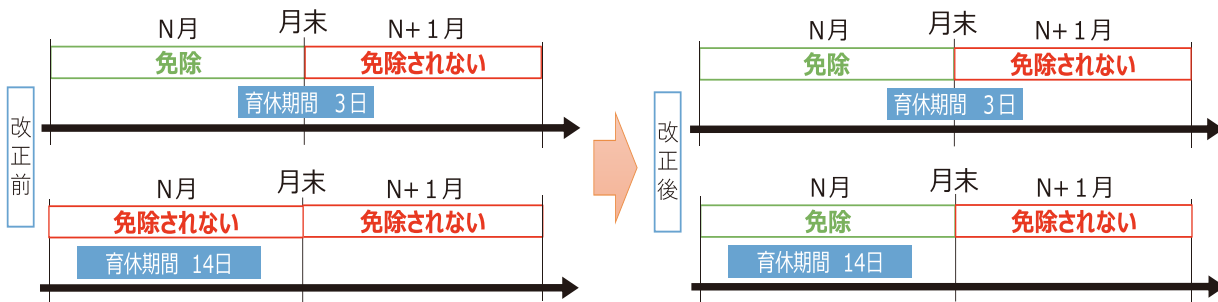
育児休業等期間中の社会保険料の免除とは

被保険者から育児休業または育児休業に準ずる休業を取得することの申し出があった場合に事業主からの届出により、育児休業の開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの社会保険料が免除となる制度です。

この度、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布にともない、令和4年10月から育児休業等期間中の保険料の免除要件が改正されます。主な改正内容は次の2点です。

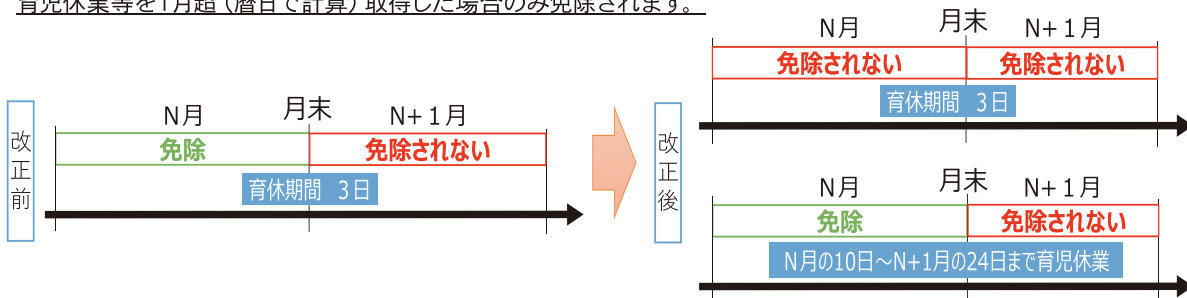
① 月額保険料

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。



② 賞与保険料

育児休業等を1月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。



お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

年金委員・健康保険委員の皆様へ

◆◆◆『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ◆◆◆

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め約1,600名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所及び全国健康保険協会佐賀支部共催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

- 佐賀年金事務所 TEL:0952-31-4191
 - ① 令和4年11月8日(火)13:30～16:30 アバンセ〔ホール〕
(13:30～14:30については、年金委員・健康保険委員功労者の表彰式を開催)
 - ② 令和4年11月24日(木)14:00～16:00 サンメッセ鳥栖〔3階大会議室1・2〕
- 唐津年金事務所 TEL:0955-72-5161
 - ① 令和4年11月15日(火)14:00～16:00 唐津市高齢者ふれあい会館〔りふれ〕
 - ② 令和4年11月17日(木)14:00～16:00 伊万里市生涯学習センター〔第1学習室〕
- 武雄年金事務所 TEL:0954-23-0121
令和4年11月16日(水)14:00～16:00 武雄市文化会館〔小ホール〕

地域型

- 佐賀年金事務所 TEL:0952-31-4191
令和4年11月18日(金)14:00～16:00 アバンセ〔第3研修室〕

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため各会場とも入場人数に制限を設けて開催予定です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため予定が変更となる場合があります。

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年10月分保険料の納付期限は令和4年11月30日(水)です。

大病院にいきなり行くと発生する 特別料金が10月より引き上げられます!

大病院（200床以上等）に紹介状なしで受診する場合等の定額負担が2022年10月より引き上げられます。

初診時の特別料金 7,000円以上
再診時の特別料金 3,000円以上
(受診の都度負担発生)

まずはかかりつけ医に相談し、大病院には必要があるときだけ受診するようにしましょう。

※救急搬送時や、すでに大病院で定期通院している場合は対象外となります。



気軽に相談できるかかりつけ医を持ちましょう!

かかりつけ医とは

日常的な病気の診療や健康相談などができるうえ、必要な時には、専門医を紹介してくれる
身近で頼れるお医者さんのこと

かかりつけ医のココが頼りになる!

① 患者の状態に応じた診療

継続的に受診することで、病状や病歴、体質などを踏まえた診療を受けることができます。

② 病気の早期発見・早期治療

日頃の状態をよく知っているため、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の早期発見・早期治療が可能になります。

③ 専門の医師・医療機関を紹介

詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、専門の医師や医療機関を紹介してもらえるので安心です。



お薬の新しい 受け取り方 はじまりました



国の制度として、令和4年4月から
「リフィル処方せん」が導入されました

例えば、長いあいだ同じ薬を飲んでいるなど
病状が安定し、通院をしばらく控えても大丈夫と
医師が判断した場合が対象です

医療機関で処方せんを毎回もらわず、**同じ処方せん**
を薬局で最大3回まで**繰り返し使用**できる仕組みです
くわしくは、医師にお聞きください

投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方せんにできません

特設サイトを
ご覧ください



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ



健康保険組合連合会



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！



社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児・介護に関する講習』

これからの女性の活躍をサポートする出産・育児・介護休業等の充実した社会保障制度について講習を行います。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和4年 11月 9日(水)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）
武雄会場	令和4年 11月11日(金)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）
唐津会場	令和4年 11月14日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
鳥栖会場	令和4年 11月17日(木)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）

講師●社会保険労務士

- 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

- 募集定員** 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

- 対象者** 社会保険事務担当者の方

- 参 加 料** **会員事業所は無料**
(但し、非会員事業所及び令和4年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

- 申込方法** 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

- お申込み
お問合せ
- 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
- TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
- 〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号		㊦宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』		
	(佐 賀 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場 令和 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事 業 所 名			
事業所所在地	〒		
	事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

2023年4月1日から

中小企業の事業主の皆さまへ

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率

大企業は 50% (2010年4月から適用)

中小企業は 25%

	1 か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率

大企業、中小企業ともに50%

※中小企業の割増賃金率を上げ

	1 か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制について のご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者） の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金 の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
よるず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料 で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

令和4年11月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市役所 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 年金事務所 延長相談19時まで	15 鹿島市役所 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 年金事務所 延長相談19時まで	22 基山町役場 (予約)	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 年金事務所 延長相談19時まで	29	30			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください
(音声途中でも可)。
お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③
国民年金課：② 厚生年金徴収課：④

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 一年末調整・確定申告まで大切に保管をー

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において**全額が社会保険料控除の対象**となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年のはじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は**FAX.0952-26-3377**か**郵送**でお願いします。一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	〒
電話番号	